

生物多様性条約 (CBD)

1993年 発効
※日本:1993年 締結

【条約の3つの目的】

- ① 生物多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

◀ ABS

【第15条の主な内容】

- ・ 遺伝資源の保有国の主権的権利の再確認と国内法令の遵守を規定
- ・ 遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を規定
- ・ 遺伝資源を取得する際、相手国政府からの事前同意の取得を規定

ABS原則
の提供

CBDと整合

名古屋議定書

2014年 発効
※日本:2017年 締結

【内容】 CBD第15条に基づき定められた、遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)に関する拘束力のある国際的な取り決め

【日本】 2017年 5月22日 締結
2017年 8月20日 ABS指針の施行 ⇒ 国内措置の開始

CBDと整合

食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGRFA)

2004年 発効
※日本:2013年 加入

【内容】 食料及び農業のための植物遺伝資源に関してCBDと調和しつつ保全、利用及び利益配分を行うための国際的な取り決め

- ・ 食料及び農業のための植物遺伝資源の取引に関する多国間制度を設立
- ・ クロップリストに掲載された作物・牧草類が対象

CBD: Convention on Biological Diversity

ITPGRFA: International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture